

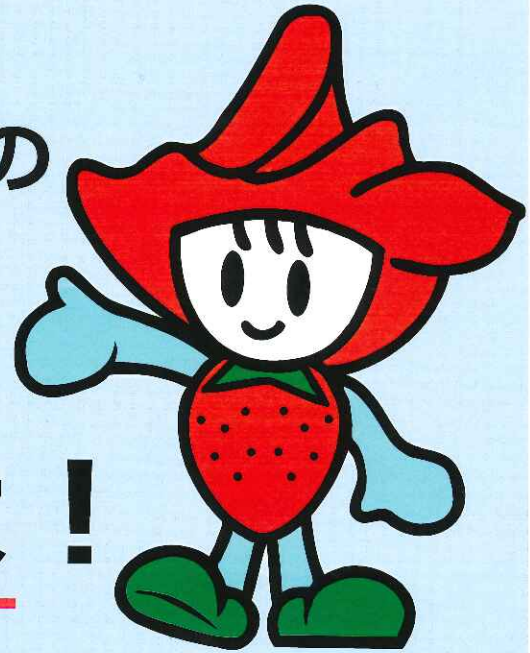
鹿沼市子ども医療費助成制度について

平成28年4月診療分から

現物給付対象者	鹿沼市に住所を有する中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの子ども									
助成内容	保険診療の自己負担分。ただし入院時食事療養費は除く。 ※1レセプト当たり500円の自己負担の徴収は行いません。									
子ども医療費 受給資格者証	<p>子どもの年齢により、子ども医療費受給資格者証が異なりますので、窓口での確認をお願いいたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公費番号</th> <th>受給者証の色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～未就学児</td> <td>60090057</td> <td>ピンク</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>80091051</td> <td>オレンジ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受給者番号は今までと変更ありません。</p>	年齢区分	公費番号	受給者証の色	0歳～未就学児	60090057	ピンク	小学生・中学生	80091051	オレンジ
年齢区分	公費番号	受給者証の色								
0歳～未就学児	60090057	ピンク								
小学生・中学生	80091051	オレンジ								
現物給付として 取り扱うもの	<p>次の両方が該当する場合は、鹿沼市の現物給付として取り扱ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 窓口で、子ども医療費受給資格者証(公費番号「60番」又は「80番」と健康保険証の提示を受けた場合。 ② 受診する子どもの住所が鹿沼市内にある場合。 									
現物給付として 取り扱えないもの	<p>次のいずれかに該当する場合は、鹿沼市の現物給付として取り扱えません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 窓口で、子ども医療費受給資格者証(公費番号「60番」又は「80番」と健康保険証の提示を受けていない場合。 ② 他市区町村で発行された受給資格者証を提示した場合。 ③ 保険給付において療養費払い(高額療養費を除く)のもの。 ④ 受診する子どもの住所が鹿沼市外にある場合。 									
法令による公費 負担制度との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護については、生活保護を優先します。 ・国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先します。ただし、自己負担金がある場合は、その額を子ども医療費助成制度の対象とします。 									

平成28年4月から

鹿沼市こども医療費の 現物給付が 中学生まで拡大！



◆ 変更内容 ◆

平成28年4月診療分から、栃木県内の医療機関等を受診する際に**無料**で保険診療を受けられる**現物給付**の対象年齢を**中学校3年生**まで拡大しました。

平成28年4月1日診療分から

区分	受給者証色の	助成方法
0歳～未就学	ピンク	栃木県内の医療機関等 現物給付
小学生 中学生	オレンジ	

◆ 注意点 ◆

- ・ 受給資格者証を提示しない場合や、県外の医療機関等を受診した場合は、償還払いとなります。医療機関等の窓口で医療費をお支払いいただき、後日助成申請してください。
- ・ 健康保険が適用とならないもの（選定療養費、予防接種、薬の容器代等）や入院時食事療養費本人負担分、(独)日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけがや疾病については助成の対象外となります。

くわしくは 鹿沼市 保健福祉部 こども家庭課
☎0289-63-2172

鹿沼市 こども医療費



Kanuma Tochigi Japan

☆ 鹿沼市